

石垣市自然環境保全条例第28条に係る届出・承認に関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、石垣市自然環境保全条例（平成19年石垣市告示第9号。以下「条例」という。）第28条及び同条例施行規則（平成19年石垣市規則第13号。以下「施行規則」という。）第20条並びに第21条に規定のある届出に係る手続についてその詳細を定め、適正な審査並びに事務処理を実施し、もって公正かつ迅速に対応していくことを目的とする。

(届出対象者)

第2条 条例第28条に規定された「学術研究上から保全種を捕獲し、又は採取しようとする者」とは、次の各号に定める者とする。

- (1) 国、地方自治体等に所属し、捕獲・採取を要する事業に直接携わる者
- (2) 大学や公的研究機関に所属し、捕獲・採取を要するプロジェクト又は研究テーマにおいて調査・研究を行う者
- (3) 前2号に規定する者より委託を受けた者又は共同研究を行う者
- (4) 18歳以上の個人で研究を行う者で、過去に研究成果を学会等の公の場、書籍、専門誌等にて発表した実績を持つ者

(届出)

第3条 届出は、施行規則第20条に基づく届出書により行うものとし、次項に定める添付書類と共に1部を市長へ提出しなければならない。

2 届出書には次の各号の書類を添付しなければならない。ただし、前条第1項第1号から第3号までに規定する者は、次の第4号の書類を省略できるものとする。

- (1) 第2条に定める者であることを証明する書類
- (2) 事業計画書
- (3) 行為従事者名簿（住所、氏名、身分証明書（運転免許証、パスポート等）、証明写真（45mm×35mm）、連絡先）
- (4) 誓約書（様式第1号）

3 申請者は、前項に定めるもののほかに審査担当者が必要と認める資料を提出しなければならない。

4 市長は、届出書又は第3条第2項の添付書類に不備がある場合は、これを受理しない。

(審査・承認)

第4条 市長は、届出書を受理した日から原則として3週間以内に審査を行い、承認の是非を申請者に通知し、承認にあっては、施行規則で定められた承認書の送付をもって行うものとする。

2 届出書は、市民保健部環境課において次の事項を審査し、適合と認められるものは市民保健部環境課長の決裁をもって承認とする。

- (1) 捕獲・採取の目的が、学術研究上として妥当であるか。
- (2) 捕獲・採取する場所は、適正であるか。
- (3) 捕獲・採取する個体数が目的に対し必要最小限となっているかどうか。
- (4) 採集方法は、捕獲・採取する種以外への影響が最小限となっている等、適切な方法となっているか。
- (5) 採集期間は、適正かどうか。
- (6) これまでの研究実績並びに報告書等の内容に問題はないか。
- (7) これまでに法令や他市町村の条例等の違反事案がないか。

(8) 将来にわたって、石垣市に資するものであるか。

3 承認に当たっては、次の事項を条件に付すものとする。

(1) 捕獲・採取報告書（様式第2号）の提出

(2) 捕獲・採取目的の研究レポート（任意書式）の提出

4 承認に当たって、捕獲・採取個体数に制限を設けることができる。

（捕獲・採取報告書）

第5条 承認を受けた者は、捕獲・採取の完了日より2週間以内に捕獲・採取報告書（様式第2号）を提出しなければならない。

2 捕獲・採取報告書には、個体ごとに種名（和名）、捕獲・採取した日時、場所、採取方法、個体の状態を記載するほか、個体の写真を添付しなければならない。

3 市長は、提出された捕獲・採取報告書を氏名、住所（都道府県名まで）、所属と共に速やかに公表するものとする。

4 市長は、提出された捕獲・採取報告書のデータを自然環境保全事業に限り利用できるものとする。

（研究レポート）

第6条 承認を受けた者は、捕獲・採取の完了日より6ヵ月以内に捕獲・採取目的の学術研究に係るレポート（任意書式）を提出しなければならない。

2 市長は、提出された研究レポートを氏名、住所（都道府県名まで）、所属と共に速やかに公表するものとする。ただし、公表の時期を遅らせることが必要と認められる場合は、公表の時期を協議できるものとする。

（捕獲・採取した個体の取り扱い）

第7条 承認を受けて捕獲・採取した個体は、他人へ譲渡並びに貸与してはならない。

（事後調査）

第8条 承認を受けた者は、捕獲・採取した個体について、その管理の状況等、石垣市の事後調査に応じなければならない。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。